

浅虫まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、浅虫まちづくり協議会（以下「本会」）という。

(区域)

第2条 本会の活動対象とする区域は、浅虫町会の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、地域住民・団体の参加と、相互の交流・連携・協働により、地域力を最大限に発揮できる、豊かで活力ある住みよい地域をつくることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上、世代間の交流、協力に関する事。
- (2) 観光振興に関する事。
- (3) 移住、定住に関する事。
- (4) 地域資源の利活用に関する事。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会の会員は浅虫町会内の居住者、就労者、地域内の各種活動団体および本会の目的に賛同する地域外の個人、団体とする。

(事務所)

第6条 本会の事務所は、浅虫町会事務所内に置く。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2 役員は、総会において、会員の中から互選により選任する。

3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

4 必要に応じて、本会に顧問を置くことができる。

(役員等の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あったとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。

3 理事は、会務および事業の執行に当たる。

4 事務局長は、文書の收受、発送、記録等会務の処理に当たる。

5 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計を監査すること。

(2) 会計について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

7 顧問は、運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じ意見を述べる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会、役員会および運営委員会とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会の二種とする。

3 必要に応じて部会、分科会等を設けることができる。

(会議の開催)

第11条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げるときに、会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 役員5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 会長は総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示し、会員に通知しなければならない。

4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

5 運営委員会および部会、分科会は、必要に応じて事務局長が招集する。

(会議の構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

3 監事は役員会にオブザーバーとして参加できる。

(議長)

第13条 会議の議長は会長がこれに当たる。

(総会の権能)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

(1) 地域計画の策定、改廃に関する事項

(2) 事業計画および予算に関する事項

(3) 事業報告および決算に関する事項

(4) 役員選任に関する事項

(5) 会則の改正に関する事項

(6) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議決)

第15条 総会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の会議概要)

第16条 総会の会議については、次の事項を記載した概要書を作成しなければならない。

(1) 日時および開催場所

(2) 参加者数

(3) 開催目的、審議事項および議決事項

(4) 議事の審議の経過の概要およびその結果

(役員会の権能)

第17条 役員会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議決)

第18条 役員会における議決は、出席者の過半数をもって決する。

(運営委員会の権能)

第19条 運営委員会は事業計画の作成、広報活動等を行う。

2 事務局長は運営委員会を統括し、文書の收受、発送、記録等会務の処理にあたる。

(会計)

第20条 本会の運営に関する経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第22条 本会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、出席者の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第23条 本会の解散のときに有する残余財産処分方法は、総会において出席者の4分の3以上の議決を得て決定する。

(会計監査)

第24条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(細則)

第25条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年10月31日から施行する。

(役員任期)

2 平成29年10月31日開催の総会において決議された役員任期は、第9条の規定にかかわらず、平成29年10月31日から平成31年3月31日までとする。

(会計年度)

3 平成29年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、平成29年10月31日から平成30年3月31日までとする。